

岩手県告示第948号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人 奥州市社会福祉協議会	奥州市水沢南町5番12号	みずさわ社協ヘルパーサービス「げんき」	奥州市社協ヘルパーサービス「げんき」	奥州市水沢区聖天11番5号	奥州市水沢南町5番12号	平成18年4月1日
有限会社川崎タクシー	宮古市築地一丁目1番44号	有限会社川崎タクシー介護支援センター	ヘルパーステーションほっとはーと	宮古市築地一丁目1番44号	宮古市田の神一丁目2番31号	平成30年7月1日